

1981.2.13 年
週刊ポスト

「林彪・四人組裁判」の宇宙中継と、江青・張春橋の死刑判決で、世界の耳目を集めた中国は、今、49年の解放後、最大の政治危機に陥っている——。「毛沢東思想」の軌をはなれた思想の混乱と、「文革世代」が各地で引き起こすテロ・暴動の内情と真相を、北京—香港—東京・三極同時取材でレポートする。

なぜ多発する「暴動とデモ」

「騒然としています、最近の北京は。いつ爆破や、テロがあるんじゃないか、公安がどこかで監視しているんじゃないかという感じです」

本誌からの国際電話に答えたある商社の北京駐在員の声は愛うつそのものだった。経済調整という中国政府の引き締め策で、商売は進まず、その上テロの心配まであつては当然だろう。

昨年10月29日の北京駅爆破事件（犯人を含め十人死亡、八十一人重軽症）以来、ちょっとした心理的パニックが北京の民衆の間で広がっているとの声もある。そうした中で北京の消息筋は、本誌にこうレポートしてきた。

を閉め出したので市民の受けた衝撃は大きかったですよ」
世情騒然としているのは北京だけではない。鄧小平副主席の出身地で、趙紫陽首相が治政に成功したといわれる四川省成都でも通勤バス、北京—石家荘間

胡耀邦総書記（左上）を配下
趙紫陽首相（左下）を配下
に党・政の実権を握った鄧小平副主席（下）
を脅かす江青（右下）
グループの騒乱や、民主化運動の波（上）

新疆
武漢

下放青年暴動、自由労組結成、ほ

か

鄧小平体制の





●“四人組裁判”前後、中国各地で起きたといわれる爆破・騒乱事件

(新聞報道、北京消息筋の情報をもとに作成)

危機を決る

もし「毛沢東思想」が消滅したら、

中国の『民族性』は何を考えたすのだ

では鉄道、また瀋陽では党幹部の住宅が爆破されたという。

香港在住のジャーナリスト・

太田英氏によれば「こうした状態に当局も対策を引き締め、中国の内部情報資料によると、趙

蒼壁公安部長名で全国の公安機構に『裁判(林彪・四人組裁判)期間中の安全・保安に対する通達』を出し、テロに対する警戒

態勢をとったのではないかと」という情報もある。鄧小平氏が徳

永参議院議長に語った、「(情勢は)今が一番安定している」とは

いっていないというのが実態か。

1月10日の上海『解放日報』は「反革命分子が上海やその他の土地で公然と爆弾事件を起こしている」と初めてテロ統発を公式に報道した。では、同紙の

いう「反革命分子」とは誰か

という「反革命分子」とは誰か

という「反革命分子」とは誰か

という「反革命分子」とは誰か



まよわず
いつものワンカップ

清酒大関・一級御馳

ワンカップ大関

いうと「何かというすぐ刃物を振り回す」(鄧小平氏)文革世代のことだ。北京駅爆破犯・王志剛(30)もその一人だが、彼は下放先から都会に戻れず絶望して犯行に走ったという。こうした下放青年たちのもつと大きな動きが新疆で起こった。北京の消息筋は「最近、新疆で起

った下放青年の暴動は流血の大惨事をよび、数百人がケガを負ったと伝えられています。とくに出動した軍が、学生や青年を家畜のように手荒に扱った、ということ、北京の若者たちも神経を高ぶらせています。党中央はすぐ、新疆問題のベテラン工作員・王震党中央政治局委員

をウルムチに派遣し、調査して
いますが、根が文革後遺症と経
済問題にわたり、また党幹部の

「自由労組」 結成の意味

文革世代、とりわけ下放青年、
待業青年（失業者のこと。二十
万人いるといわれる）の鄧小平
体制への「異議申し立て」は、
学生や青年労働者にも波及して
いる。

昨年から、中国各地で起き
たデモは、少なくとも十五から
二十の都市に及んでいる。五千
人以上の待業青年が12月末、三
波にわたるデモ（上海、12月初
め六千人の学生が女子学生の死
に抗議行動（合肥）、11月中旬、
四千人以上の学生が「封建主義
反対」「官僚主義打倒」の街頭デ
モをし、大学当局の選挙干渉に

子弟だけはワイロなどで都会に
戻れるという実状のため、解決
には苦勞しているようです」

抗議した八十七名がハンガース
トライキ（長沙）と北京発のA
P電は伝えている。

これとあわせて注目されるの
が、「左」「右」からの反鄧小平
地下印刷物。「四人組裁判」を契
機に外国人宛に送られる印刷物
の量の多さなど、76年の「天安
門事件前後の状況と似ている、
と共同通信・元北京特派員の伊
藤正氏は指摘し、「中には、中
国共産党反修同志会」の名で、
江青の獄中書簡・指示書を流す
ものや、「中国民主党」名で「マ
ルクス、レーニン、毛沢東の思
想と制度を葬れ」というのも、
活版印刷で出されるほどで、反
鄧小平の組織的な動きが目立
てます」とつけ加える。

また北京からの報道による
と、山西省や湖北省武漢などい
くつかの地方でボーランド型の
自主管理労組結成の動きが目立
っているという。

非常に興味深いですね。中国
には共産党が指導する総工会の
もとに、「御用労組」があります
が、自主性に乏しい。政府が今
指導している企業の自主管理化

とは違い、労組の自主管理化は、
党の指導に反発する性格を持っ
ているわけで、鄧小平が最近、
労組への党の指導強化をうたっ
ているのは、このことを裏付け
ています」（前出・伊藤氏）

山西省は華国鋒主席の郷里で
文革中の農業モデル・大寨の所
在地で、今なお文革派の強いと
ころ。華主席は郷里にひきこも
っているといわれ自由労組との
関連が注目される。

武漢は鉄鋼コンビナートのあ
る工業都市、文革中は四川省と
並んで、武闘が最も激しかった
ところだ。

反鄧小平の運動のバックグラ
ウンドにあるのは、経済政策へ

進んだ大衆と遅れた党

「毛沢東思想」の呪縛からのが
れようと、「林彪・四人組裁判」
を強行した鄧小平は、はたして
江青・張春橋への死刑判決で、
本当に思い通りになったのか。

「今回の裁判は、人脈・政策・
イデオロギーの各面で文革を清
算し、決着をつけることがねら
いでした。文革と、それを指導
した「毛沢東思想」が被告だっ
た裁判といえますね」（東京外
国語大学助教授・宇佐美滋氏）

「鄧小平は「毛沢東思想」の堅
持を一応は口でいいますが、本

の不満と「毛沢東思想」だ。
その経済問題について日中経
済協会調査部の高井英治氏は、
「国家財政は79年百七十億元
（1元は約百四十円）、80年は二
百億元の赤字といわれます。甘
い見通しのまま重化学工業プラ
ントに巨額の投資をし、賃上げ
や奨励金を与えたため、インフ
レが深刻化し、駐在員の運転手
や事務員たちも、生活が苦しく
なった、といってこぼすことが
多くなっています」

都市部のインフレ率は年十五
割を越したといわれ、茶やタバ
コ、食用油などの生活必需品の
不足も、庶民の経済不安を一層
かきたてている。

心は「毛沢東思想」など徹底的
に信じていないと思います。政
治的術策で使っているだけで、
最後は完全に取りのぞいてしま
おうという腹です」（東京外国
語大学教授・中嶋雄雄氏）

しかし、鄧小平副主席の狙い
とは別の反響もでている。
「北京では完全黙秘を貫いた張
春橋に、さすがは「革命家」と
いう青年もいたほどです」（S
北京特派員）

裁判のねらいとは逆に、文革
派を元気づけた感もあり、やは

り文革世代にとって毛沢東は
「不滅」という論もある。
「毛語録」で育った世代にと
っては、今の鄧小平の路線や
風潮にはついていけない、とい
う感じもある。昨年、私が南京
を訪れたとき、ルンバに熱狂す
る青年たちを見て、ガイドがと
てもイヤな顔をしたので、よく
聞いてみると、彼女はやはり元
紅衛兵だった」（前出・中嶋教
授）

ルンバやディスコに熱狂する
のも若者なら、それに激しく反
発するのも今の中国の青年なの
だ。

鄧副主席は絶対に「毛沢東思
想」の呪縛からのがれられな
い、と指摘するのは「鄧小平の
中国」を書いた日本経済新聞・元
北京特派員の岡田臣弘氏――

「毛沢東と鄧小平の相違は、毛
さんが、思想や意識などの上部
構造を徹底的に革命化すれば、
遅れた中国の経済（下部構造）
もそれに引っぱられて発展する
と考えたのに対し、鄧さんは、
中国の経済は遅れているのだけ
から、社会主義革命が成功して進
んだ中国の上部構造に追いつか
なければならぬ。そのために
は、奨励金やボーナスなどの差
別もやむをえない、と考えてい
るところにあります。ところが、
経済を今のまま発展させれば、

監査体制の強化 改正案の目玉商品の一つだ。①複数監査役制度を義務づけ、うち一人以上を常勤監査役とする。②監査役は会計監査人（公認会計士、監査法人）や、会社の使用人に対して調査、報告を求めることができる。③監査役の報酬は定款または株主総会の決議事項とし、取締役とは別枠とし、不当に報酬面で圧力を加えられることを避け、その独立性を保障する。④取締役が法令、定款に違反したり、その恐れがある時は取締役会の召集を求められる。

鄧小平副主席は昨年暮れの党中央工作会議で、青年たちの反逆を徹底的に取り締まる方針を打ち出した。その成否のカギは党中央の団結と軍の掌握度にかかっている。

「華国鋒の党主席辞意表明以来、党指導部は混乱に陥っています。華国鋒は故郷の山西省に

今も残る「縁者びいき」思想

行きつくところは日本のような大衆消費・流通社会です。すると逆に、今度は上部構造の方が遅れてしましますが、鄧小平には政治や社会、思想などを完全にオープンする度量はないし、結局、ボーラント型の「進んだ大衆と遅れた党」の図式が展開されるでしょう」

遅れた鄧小平体制の正体を、

●“毛沢東思想”と“鄧小平思想”の相違点

項目	毛沢東路線 (政治優先)	鄧小平路線 (経済優先)
対外関係	社会主義革命 国際共産主義運動と外交	権威闘争の制限(事実上の否定)、青少年路線の復活 三つの世界論(日本・欧・米・東欧の第二世界との連携) 第三世界支持、米との協調
対内関係	経済建設	自力更生、農業優先 生産力重視、四つの近代化、西側依存、市場原理の重視
軍事	「人民戦争」論、民兵重視	唯武器論への回帰 西側からの兵器導入
工業	最一歩の大躍進方式、地方分散小集団	近代プラント・ボーナス導入、合衆法 西側模倣
農業	人民公社、自然自足共同体	自由市場、自留地、副業奨励
教育	半労半学、思想教育	専門・技術エリート優先、海外留学
文芸	労働者の革命文芸	統制性の重視

(出所)南田民弘著「中国の権力構造と近代化政策」(アジア経済研究所・1980年1月)を参考に作成

文革青年にかいま見せたのが79年末の魏京生裁判(中越戦争の軍事機密を漏洩したとして懲役十五年の刑を受けた。反鄧小平の民主運動家としても有名)であらう。

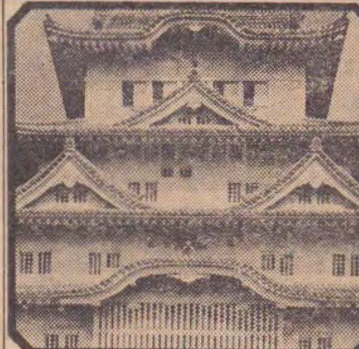
青年層が支持したのは、四人組時代に抑圧されていた人民の発揚を唱えたためでした。ところが壁新聞の矛先が、魏京生らの民主運動家によって、自分たちに向けられるや、鄧小平は民主の壁を廃止し、活動家を逮捕した。ここに、今の反鄧小平運動の根があると思います」(前出・伊藤氏)

帰って抵抗の構えを示し、葉劍英(全人代常務委員長、軍長老)は広州に居座り、毛沢東子飼いの李德生(党中央政治局委員、瀋陽部隊司令員)も東北にこもったきりです。彼らは鄧小平の天下は長続きしない、と読んでいたのです」(前出・北京の消息筋) 宇佐美・東外大助教授も、鄧

小平副主席が、軍から批判されていることを指摘し、近代化促進のために国防費を大幅に削減したことが響いている、という。

鄧小平体制の「磐石度」に疑問を示すのは、香港の著名なチャイナ・ウォッチャー・齊辛氏も同じ。本誌の国際電話に答えて、「今度の裁判の判決は従来の判例から見ると異常に軽いと思います。特に軍人グループは全員有期刑(懲役十六〜十八年)で、しかもこれまでの拘留期間(九年)を差し引くという特別措置をとったので一番重い黄永勝(元軍総参謀長)でも、実際は九年足らず。一昨年の魏京生の判決と比べてみると、明白です。魏は壁新聞を張り、中越戦争の噂を流しただけで十五年、一方は何万人も殺し、クーデターまで謀ったのに。これは鄧小平の力がたいして強くないことを物語っています。つまり、文革派や軍に妥協せざるを得なかったのです」

そこまでして「権力」にしがみつく中国人の民族性を、作家の駒田信二氏はこう分析する。「天子になり、善政をしとていう儒教思想のせいですね。天子になるために権力を握り、自分が最高と思う政治をやりとげることが理想なのです。例えば、劉少奇は資本主義的な政策



第四回記念・第15巻/好評発売中! ●定価2,200円

姫路城と二條城

既刊好評発売中●定価(名)2,200円
③東大寺 ⑦唐招提寺 ②染付と色絵磁器

大胆なクローズアップ写真で、神髄に迫る

名宝日本の美術

小学館 全26巻

をとることが最高と考えたし、林彪は親ソ政策が最高と思っただ。そして、権力闘争に敗れ失脚していった。

毛沢東も鄧小平も自分の理想が最高と考えている。その理想の政治実現のためには、権謀術策も辞さない」

もう一つの中国の民族性で注視しなければならないのは、ネボティズム(縁者びいき)だ。という論がある。権力を握ったものに、一家眷属が押しよせ、何らかの役職にあずかるということだが、古くは唐の時代の玄宗皇帝の寵妃・楊貴妃の一族が重用され、縁戚の楊国忠は宰相にまで出世した。この問題については中国系アメリカ人の人類学者・フランシス・シユウ教授(サンフランシスコ大学)の分析を引用しておこう。

「これは、旧来の中国の伝統的なことで、父子関係の一つの延長にあるものだと思います。互いに面倒をみる義務の一環からくる、相互依存」で、これを変えろことは容易ではありません。『人民日報』の四人組の件以来のネボティズム関係の記事をとりあげ分析しましたが、いまでも非常に目だつものが多いと思います」(『創造の世界』「中国——過去と現在」より)

今度の裁判では、王洪文が一族をかかえ、彼らを養うために濫費をしたとも報告されているが、中国の政治家にとって、「権力」とは、自分の正義を実現するためにも、一族を養うためにも必要なもののようなのだ。「毛沢東」以後の中国の抗争を占うにはこの二つの面から読んでいかなばなるまい。

特定引当金 これまで商法と企業会計原則では、その解釈が違っていた。商法では「特定の支出及び損失については引当金を認める」とし、企業会計原則では「当期の費用性のものについて限定して」引当金を認めていた。会社は商法に準って価格変動準備金にみられるように期を超えた引当金を計算していたが、改正案では、これらを利益留保性のものとして引当金から排除している。